

随意契約理由書

本工事は、河川の洗堀により護岸の崩壊を防止するための対策工事である。

当該箇所は、右岸側に土砂の堆積があり降雨により流水が左岸側に片寄り、左岸側の河床が低下し護岸基礎部が洗堀している状態であることを令和6年11月の施設点検時に認められたため、経過観察を行っていたところ、令和7年2月27日に洗堀が進行していることを確認した。

当該箇所沿川には集合住宅が存在しており、護岸崩壊時には社会的影響が大きいことから、次期出水期までに対策を完了させる必要がある。

以上のことから、競争入札に付しては、この目的を達成できないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号による随意契約としたい。

本工事の請負者については、緊急対策工事を短期間で迅速かつ的確に行う能力を有している必要があり、修理、修繕、その他の対応で、直ちに機能の回復又は危険物の除去等の対応を行わなければ安全性や業務に支障をきたすものに該当することから、大阪府財務規則第62条及び同運用62条関係2（10）に基づき、比較見積もりを省略し、二級河川 石津川外 河川施設維持修繕工事（単価契約）（R6-1鳳土木事務所）において、現在契約中であり、すぐに業務開始が可能な株式会社憂心建設に本工事の発注を行うものである。